佐野市監査委員告示第９号

定例監査の結果

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、令和８年度定例監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和８年１１月１３日

佐野市監査委員　髙　橋　孝　之

佐野市監査委員　井　川　克　彦

第１　監査箇所

教育部（佐野小学校、天明小学校、北中学校、中央公民館）

第２　監査期間

令和８年１０月１日から同年１１月１３日まで

第３　監査の結果

１　佐野小学校

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

また、施設の維持管理及び消火器等防火設備の状況は適切である。

２　天明小学校

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

また、施設の維持管理及び消火器等防火設備の状況は適切である。

３　北中学校

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

また、施設の維持管理及び消火器等防火設備の状況は適切である。

４　中央公民館

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

また、施設の維持管理及び消火器等防火設備の状況は適切である。